

高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (省略) (補助目的)</p> <p>第2条 県は、地域住民が森林所有者、地域外関係者等と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理及び山村地域の活性化に資する取組の促進を目的として、<u>国が定める森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)</u>及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。)に基づき、<u>実施要領第2の1</u>の地域協議会(以下「地域協議会」という。)が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第17条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第5項、第13条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年6月17日から施行する。</p>	<p>高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (省略) (補助目的)</p> <p>第2条 県は、地域住民が森林所有者、地域外関係者等と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理及び山村地域の活性化に資する取組の促進を目的として国が定める<u>森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱(平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)</u>及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。)に基づき、<u>実施要綱第3の1</u>の地域協議会(以下「地域協議会」という。)が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第17条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第5項、第13条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年6月17日から施行する。</p>

附則 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
事業費	補助事業者が事業実施主体 に対して交付する補助金	別表第3に定め るとおり	
附帯事務費	(1) 事業内容 補助事業者が補助事業の 実施に当たり要する経費の うち(2)に掲げるもの (2) 補助対象経費 ①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費 ⑤旅費 ⑥需用費 ⑦役務費 ⑧委託料 ⑨使用料及び賃借料	10分の10以内	(注1) 補助事業を行 うために必要な報酬、 賃金及び共済費とす る。 (注2) 食糧費及び賄 材料費については、補 助対象外とする。 <u>(注3) 補助対象経費 のうち、国の交付金の 補助残分について、予 算の範囲内で補助す る。</u>

附則 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

(追記)

別表第1（第4条関係）

区分	事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
事業費	補助事業者が事業実施主体 に対して交付する補助金	別表第3に定め るとおり	
附帯事務費	(1) 事業内容 補助事業者が補助事業の 実施に当たり要する経費の うち(2)に掲げるもの (2) 補助対象経費 ①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費 ⑤旅費 ⑥需用費 ⑦役務費 ⑧委託料 ⑨使用料及び賃借料	10分の10以内	(注1) 補助事業を行 うために必要な報酬、 賃金及び共済費とす る。 (注2) 食糧費及び賄 材料費については、補 助対象外とする。 <u>(追記)</u>

別表第2（第4条関係）（省略）

別表第3（第4条関係）①活動推進費～⑥関係人口創出・維持タイプ（省略）

別表第3（第4条関係）⑦資機材・施設の整備等 を削除

別表第4（第6条、第7条、第13条関係）（省略）

別記第1号様式（第5条関係）～第7号様式（第11条関係）（省略）

別表第2（第4条関係）（省略）

別表第3（第4条関係）①活動推進費～⑥関係人口創出・維持タイプ（省略）

種 類	(1) 国の交付単価又は交付率	(2) 県の交付単価
⑦資機材・施設の 整備等	購入額の2分の1以内	—
	購入額の3分の1以内	—
	賃借料の3分の1以内	—

別表第4（第6条、第7条、第13条関係）（省略）

別記第1号様式（第5条関係）～第7号様式（第11条関係）（省略）